○経済産業省告示第六十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第五条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定により入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十日　　経済産業大臣　世耕　弘成

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

第１　総論

１　趣旨

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）に基づいて平成24年７月に創設された。ＦＩＴ創設から３年間でＦＩＴの対象となる再生可能エネルギーの設備導入量が概ね倍増するといった成果を挙げてきている。また、平成27年７月に策定した「長期エネルギー需給見通し」では、2030年度（平成42年度）において再生可能エネルギー電気が電源構成比率の22～24％（発電量ベース）を占めるとの見通しを示しており、この実現に向けて、ＦＩＴには引き続き重要な役割が期待されている。

一方で、ＦＩＴ創設以来、特に太陽光発電への参入が急拡大し、これに伴ってＦＩＴに基づく買取費用総額も急増し、国民負担の増大への懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、導入が進んだ太陽光発電については、早期の自立化に軸足を置きつつ、低コストかつ効率的な形での導入を進める仕組みを作る一方で、リードタイムが長く導入の進んでいない電源については、導入拡大を更に強力に推進するための制度改革が求められている。これらの事情を背景に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）が制定されたところである。

本改正により、低コストかつ効率的な再生可能エネルギー発電事業者の参入を促すために、事業者間の競争を通じた調達価格の決定方式の一つとして、新たに入札制度が導入された。この入札は、法第４条第１項の規定に基づき、入札（法第５条から第８条までに規定する手続によるものをいう。以下同じ。）により法第９条第３項の規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときに、入札対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「入札対象区分等」という。）を経済産業大臣が指定し、実施するものである。

本指針は、法第５条の規定に基づいて定められるものであり、上記の目的を達成するため、また、入札対象区分等において適正な競争を促し入札の公正を図るため、入札を実施する場合の基本事項及び運用方針を定めるものである。

２　定義

本指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

⑴　入札参加希望者　入札に参加しようとする者をいう。

⑵　入札参加者　法第７条第１項の規定に基づき入札に参加することができる旨の通知を受けた者であって、入札に参加するものをいう。

⑶　入札参加資格　法第５条第２項第３号に規定する入札の参加者の資格をいう。

⑷　入札参加資格の審査　法第７条第１項の通知に当たって、法第６条の規定に基づき提出された再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）が本指針に照らし適切なものであるか否かを審査することをいう。

⑸　このほか、本指針において使用する用語は、法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

３　本指針の適用範囲

本指針は、入札対象区分等に係る入札に参加し、又はしようとする者、入札において落札者として決定した者及び落札に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する認定事業者について適用する。

４　平成29年度及び平成30年度において実施する入札の位置付け

入札の実施に関して、平成29年度（第１回を実施予定）及び平成30年度（第２回・第３回を実施予定）を試行的期間として位置付け、調達価格等算定委員会においてその結果を検証することとし、平成30年度及び平成31年度の入札開始前に本指針を見直すこととする。

第２　入札の実施に関する基本的事項

１　入札の実施についての基本的考え方

⑴　ＦＩＴにおいて、我が国全体での低コストかつ効率的な再生可能エネルギーの導入を進めるため、入札についても全国一律で行うものとする。

⑵　事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、原則として各年度２回（上期・下期それぞれ１回ずつ）、入札を実施することとする。ただし、平成29年度においては年１回（下期）の実施とする。また、年度内最後の入札における落札者が同一年度内に認定を取得できるよう配慮して入札実施スケジュールを設定することとする。

⑶　入札参加者が行うべき手続の詳細については、本指針及び本指針に基づき入札実施主体が作成する入札実施要綱により定めることとする。入札実施要綱は、入札実施主体のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

２　入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

事業用太陽光発電設備（出力10kW以上の太陽光発電設備）は、ＦＩＴ創設後、他電源と比べ導入が大幅に進んでおり、ＦＩＴにおける認定件数のうち約９割を占め、かつ、今後、発電コストが低減することが見込まれる。このうち、特に特別高圧連系が必要な出力2,000kW以上の太陽光発電設備については、大規模事業者間の競争によりコスト低減について大きな効果が期待される。

したがって、入札対象区分等は、出力2,000kW以上の太陽光発電設備とする。

３　入札量

近年における出力2,000kW以上の太陽光発電設備のＦＩＴの認定容量の動向から、適正な競争が生ずると考えられる容量として、平成29年度及び平成30年度に実施する第１回～第３回の入札において、入札量は合計１～1.5GWとする。

平成29年度（第１回）における入札量は、最大募集容量1.5GWの３分の１に相当する500MWとする。

平成30年度の入札量については、平成29年度の入札結果を検証した上で設定し、平成31年度以降の入札量については、平成29年度及び平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。

４　供給価格上限額

事業者の予見可能性に配慮し、平成29年度の供給価格上限額は、入札対象でない事業用太陽光発電設備（出力10kW以上2,000kW未満の太陽光発電設備をいう。以下同じ。）に係る平成29年度の調達価格（21円／kWh）と同額とする。

平成30年度以降の供給価格上限額については、第１回の入札結果を検証した上で設定することとする。

５　調達価格の額の決定の方法

事業者の予見可能性を高める観点から、落札者が入札した額に基づいて調達価格を決定することとする。したがって、入札に基づく調達価格の額は、落札者が入札した額（円／kWh）に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。